

年 月 日

誓約書

別府市長 あて

【求職活動者】 住 所
氏 名
児童との続柄

別府市にこここ保育支援事業助成対象者確認届に係る保育ができない事由について下記のとおり誓約いたします。

記

- 1 令和 年 月 日から求職活動を開始し、開始日から起算して90日を経過する日が属する月の末日（ただし、すでに他の事由で確認を受けていた場合は、その事由が消滅した日の属する月の翌月1日から起算して90日を経過する日が属する月の月末）までに、月64時間以上の就労をします。
- 2 1の期間中に勤務先から就労証明書をもらい、別府市にこここ保育支援事業助成対象者確認届と一緒に市に提出します。
- 3 1で行う求職活動の活動内容について記録し、また活動内容等その事実を証明する書類（面接の案内や結果通知書の写し等）を保管し、市から求められた際は活動内容を報告します。
- 4 1～3の事項を遵守しなかった場合は、別府市にこここ保育支援事業助成金の対象外になることを了承します。

※求職活動とは、起業の準備、求人への応募、面接等のための企業訪問、採用試験の受験、個別相談が可能な企業説明会の参加等をいいます。ハローワークやインターネット、雑誌等での求人情報の閲覧、問い合わせは除きます。